

山崎 布美 学位申請論文（課程博士）

『織田権力の形成と終焉』 審査要旨

### 論文の内容の要旨

本論文は、織田権力の構造や特徴を、その根幹である織田一族に注目して捉えることを目的としたものである。近年、織田権力に関する研究では、信長の政策動向のみならず、それを支えた家臣団の分析にも力が入れられ、総合的な視点から織田権力を評価し直すという作業が行われている。その中で織田一族の存在も重視され、例えば織田権力の構成員として領域支配を担う信長の近親の姿が明らかにされている。それが個別研究で完結するのではなく、彼らが権力構造にどのように位置付けられたのか、という視点で分析することが現在の課題となろう。また、近親のみならず、他にも多くの織田一族が構成員である点に留意し、信長が織田一族をどのように統制したのか、という支配秩序の点

からも織田権力の構造基盤を明らかにする必要がある。

そうした問題を解明するためには、織田氏の発生から連綿と続く歴史の中で一族の特徴を捉え、それを信長がどのように権力構造に反映させたのかという通史的視点が不可欠である。だが、これまで信長以前の織田一族を考察した先行研究では、その主眼が系譜復元にあり、嫡流である守護代織田氏の活動を明らかにしたものが多かった。一方、庶流の動向はあまり注目されていない。戦国期の文書・記録史料を見ると、庶流を含め数多くの織田一族が検出されるが、それぞれを具体的に追うには史料制約もあり、信長の家である弾正忠家の台頭要因についても、いまだに不明な部分が多かった。

そこで、本論文では、まず第一部として、信長以前の織田氏について、特に庶流家の動向に注目して、織田一族の展開を考察した。その際、系図復元を目的として部分的に使用されるに留まっていた史料をいま一度見直し、さらに新たな史料の発掘に努めた。また、尾張守護であった斯波氏との関係にも注目し、庶流織田氏の台頭過程を探ることで、戦国期における織田一族の相克の背景を浮き彫り

にし、信長が受け継いだ一族基盤の様相を明らかにすることを課題とした。

第一部「織田庶流家の歴史的展開」で明らかにしたことは次のとおりである。第一章「織田氏の出現とその存在形態」では、織田氏の初見史料に注目し、守護斯波氏に近侍した庶流家の動向から、織田一族初期の族的展開に言及した。例えば、庶流の織田浄祐は、斯波氏の近臣として京都に滞在し、所得基盤を越前や遠江に得ていた。浄祐が尾張の守護代である織田氏嫡流と接点を持たず、斯波氏や重臣甲斐氏のもと自立した活動を行っていたことは、織田氏庶流家の多様性とその後の発展を考える上で重要な事実である。

次に、第二章「斯波義寛の伴衆と織田備後守」では、信長の曾祖父良信の位牌調査から、良信が「備後守」を名乗っていたことを明らかにし、『蔭涼軒日録』に記された斯波義寛の「伴衆」の一人であった事実を指摘した。このような庶流家と斯波氏の近接は、斯波氏の尾張下向や家督抗争・越前出兵などの軍事動員による必要性からであると思われるが、この時期に庶流家が斯波氏の偏諱を受け、直臣化していた事実は、斯波氏の被官編成においても、織田一族の様相

においても、庶流家の存在が重要度を増したことを表している。

第三章「清須三奉行の再検討」では、俗に清須三奉行とよばれた守護代大和守家における奉行の三家（因幡守家・藤左衛門尉家・弾正忠家）について、その実態を検討した。従来の説では、大和守家の危機的状況を支えるために成立したと考えられていたが、大和守家奉行としての機能を恒常的に果たしていたことを表す史料はなく、当時の庶流家の動向を見てみると、彼らの著しい領主的成長が確認できる。つまり、大和守家の相次ぐ代替わりという危機的状況の中で、斯波氏との近接から加速した自立への意識変化や、拠点の確保による領主的成長を背景に台頭した庶流家の三家が、請求者の依頼に応えて一時的に保証業務を行ったものと理解される、とした。

戦国期を通してみられる織田一族の相克は、嫡流家の家督抗争のみならず、庶流家の伸長もその一因をなしており、信長の家督継承や尾張統一において、大きな支障となった。そうした問題を経て、「天下」に目を向けた信長は、織田一族を権力構造にどのように位置付けたのであろうか。第二部ではその点につ

いて考察した。

第二部「織田家中の秩序とその影響」で論者が注目したのは、一族をどのように統制したのかという支配秩序の問題と、先行研究で言われるように「一門衆」（近親）が政治的立場に置かれていたのかという問題、さらに、統一政権の原型が認められる根拠とされる一門による領国拡大化の問題である。また、信長による織田一族の位置付けが、信長死後の体制にどのような影響を及ぼしたのか、といった点からも、織田権力の構造特質について考察を行っている。

まず、第四章「織田一族における家中秩序」では、信長期における一族統制のあり方について検討する。信長は織田名字を規制することで弾正忠家を頂点としたヒエラルヒーを形成しようとし、先祖の由緒のある津田名字を用いることで同族意識の乖離を防ぎつつ、従属意識への転換をはからせた。このとき、織田名字はいわば栄典として称号化の萌芽を呈したが、これは官位とは連動していない。名字を用いたその政策はあくまでも一族統制であり家中の身分統制には直結していなかったといえるとした。

次に、第五章「信長の右大臣・右大将辞官と名乗りの意識」では、辞官の問題を通して信長自身の名乗りへの意識について考察したものである。辞官については従来より様々な説が唱えられてきたが、本稿では別所長治の離反による西国計略の失敗を、信長が引責辞任という形で表したものと考えた。そしてそれは秀吉や佐久間父子の事例にもみえるように家中の共通理解であった。また、この問題からは、前章でも言及した信長の官位制への意識をみることも可能である。官職と位階にわけて考えたとき、信長は明らかに官職（名乗り）を意識し、それに付帯する意味にこだわりを持っていた。信長の官位制への捉え方には中世的観念の要素が強くみられ、官位のみならず位階も重視した秀吉らの近世武家官位制とは隔絶があるとみなすことができるのではないかとした。

第六章「織田一門の立場とその被抑圧的展開」では、織田権力において一門がどのように位置付けられていたのかを考察している。先行研究では、「一門衆」といわれる信長の近親が政治的立場にあったと理解されているが、そもそも「一門衆」という家格は整備されておらず、身分序列はきわめて曖昧なものであった

と考えた。彼らは、主要な領国支配を担う一門大名ではなく、本国やその周辺に在して信長や後継者信忠に従い、その領国経営を支え、あるいは軍事的に協力することが求められた。しかし、そのような中で、一門ならではの役割も期待されている。それは信長の近親であるという貴種性から、名代として儀礼的な場面で用いられていることである。彼らは、信長の近親として、その表徴的な性質は認められながらも、身分序列は曖昧なものであり、政治的立場に置かれた事実も見当たらない。また、宿老衆に比べて大きな経済基盤を得ていない一門は、織田権力の広域化に伴って所領の拡大を求めるようになるが、そうした突き上げの結果が、例えば信孝の四国攻めの実現に表れたものであり、それは信長が一門領の拡大や一門領国化を目指したものでないといえる、とした。

最後の第七章「後継者信孝と織田体制」では、前章までにみた信長の一族統制の結果が、信長の死後にどのような形となって表れたのかを、信孝の立場を中心に考察したものである。明智討伐をなした信孝は、信長のとった保護政策の継続を期待した京都の公家衆や寺社から、信長の後継者として認識され、裁

許や継目安堵が次々に求められた。しかし、信長の時代に確たる地位を確立し得ていなかった信孝の安堵状発給は、秀吉を中心とした宿老合議という織田体制の原則を破ることとなり、秀吉ら宿老衆の反発を招く。この後、秀吉による信雄の家督推戴によって、信雄と信孝の対立という構造にまとめられ、あたかもそれが織田権力崩壊の一因であるかのように捉えられてきた。だが、信長の後継者として織田権力を継承しようとした信孝が、秀吉ら宿老衆によって政治的に抹殺されたことこそが、織田権力の終焉であったといえようと、まとめている。

以上のように、本論文では、織田一族の歴史的展開を軸として、織田権力の形成と終焉について論じている。



## 論文審査の結果の要旨

本論文は、論者の山崎布美が、大学入学のとき以来、丹念に織田信長に関する史料を集めて読解し、必要な現地調査を積み重ねるなどして、倦まずたゆまず、ずっと調査と研究とを続けてきた、織田信長の先祖から信長の後継者までの歴史を考察した研究成果である。

すでに、織田信長とその政策等については、数えきれないほど多くの論文が、たくさんの方の研究者によって発表されてきた。だが論者は、そうした研究にただ追随するのではなく、越前在国以来の織田一族の歴史を丹念に検討する中で、さまざまな新史料を検討し、新たな知見を得ることで論を深めていくという至極真っ当な調査・研究を着実に積み重ねてきた。たとえば福井県の剣神社では、同神社所蔵の謎の多い文書を拝見して検討し、愛知県清須市の佛音寺では「材巖」の位牌等を調査した結果、これが信長の曾祖父と考えられる良信のものであるという新知見を得ている。こうした史資料に対する真摯な態度は、好ましいも

のと言えるのはもちろんだが、この成果を導き出したきっかけは、従来ほとんど顧みられていなかった織田一族の中の庶流家にも目を向けた史料の収集をしたことで、それらの検討を行ったからこそ得られた重要な発見だった、ということなのである。そのような地道な作業を積み上げることによって、信長が織田氏庶流家の出であることが主張された。そしてその信長が、林立する庶流家を統制するために、織田以外の名字を名乗らせるといふ名字規制が行われたという結論も、こうした作業の結果、導き出されたということができよう。

ただ、もちろん多少の疑問も残るし、残念なところもある。たとえば、本文の全体構成を見た場合、そのそれぞれが有機的な結びつきをもった章立てになっているか、必ずしも賛同できない向きもあるろう。この構成が必然性をもった構成であるということの説明が、ぜひほしかった。さらに、査読者が本論文を読んで違和感があったのは、いわゆる「清洲会議」後に織田信孝が印判状を使用するようになるということ、宿老たちとの対抗としてのものだったという結論が示されることなどである。従来の古文書学の常識的な考え方としては、

印判状と判物とを比較すれば、印判状が薄礼であろう。してみれば、これを持って羽柴秀吉等の宿老たちと対抗すると言うのは、いささか解せない。より詳細な検討がなされてもよかったのではないかと思われる。

だが、以上のような点をあわせて総合的に判断すれば、本論文の筆者である山崎布美は、博士（歴史学）の学位を授与される資格があると考えられるものである。

平成二十九年十二月二十二日

主査	國學院大學教授	千々和	到	印
副査	國學院大學教授	矢部	健太郎	印
副査	東京大学准教授 國學院大學兼任講師	金子	拓	印

山崎 布美 学力確認の結果の要旨

左記三名が各専門分野からそれぞれ学力確認の試験を行った結果、博士  
(歴史学) の学位を授与される学力があることを確認した。

平成二十九年十二月二十二日

学力確認担当者

主査	國學院大學教授	千々和 到	⑩
副査	國學院大學教授	矢部 健太郎	⑩
副査	東京大学准教授 國學院大學兼任講師	金子 拓	⑩